

3 1 . 7 1

国際事務局より通報された「商品等に関する限定 (limitation)」が要旨の変更となる場合の取扱い

国際事務局より通報された「商品等に関する限定」が願書に記載した指定商品又は指定役務の要旨を変更するものと認められる場合は、共通規則（第27規則(5)）に基づき、「限定が効力を有しない旨の宣言(Declaration that a limitation has no effect)」を行うこととする。

[説明]

我が国商標法においては、「願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもってその補正を却下しなければならない。」(商標法第16条の2)と規定されていることから、国際商標登録出願において、要旨を変更する内容の「限定」を容認することは、我が国商標制度の運用と衡平を欠くこととなり適当ではない。

そこで、当該「限定」が通報された場合には、「限定が効力を有しない旨の宣言」を行うこととする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第16条の2及び第17条の2（補正の却下）」の審査基準](#)